

令和 3 年 6 月 30 日
岡 山 大 学

国際法の歴史を通して現在と未来を見る

◆発表のポイント

- ・小栗寛史講師が研究・教育の対象としている国際法という学問分野は、主として国家間の法的な約束・ルールについて扱うものです。
- ・小栗講師は、国際法がどのように発展してきたかを歴史的に明らかにするという「国際法史」に着目しています。
- ・歴史の学習は「暗記もの」と捉えられがちですが、「法」の歴史を学ぶことは、現在の国際法のあり方を理解し、未来のあるべき姿を考えるためにも役立ちます。

国際法は国際社会と呼ばれる、日本やアメリカのような国家、国連やEUなどの国際組織、そしてNGOなど、様々な行為体（アクター）から構成される一つの社会で機能している法です。民法や刑法といった日本の国内法と比べるとあまり身近なものではないと感じられる国際法ですが、航空機に乗って自由に海外旅行に出かけたり、季節に関係なく海外の生鮮食品を入手できたりするのは、実はそれらを可能としている国家間の約束があるからです。

学術研究院社会文化科学学域の小栗寛史講師は、国際法と呼ばれてきた法が、歴史的にどのように認識され、発展してきたのかという点に着目し研究を進めています。小栗講師の最近の研究では、19世紀のヨーロッパにおいて展開された法的議論が現在認識されている「法」のイメージとは異なるものであったことが、当時の資料の詳細な検討によって明らかにされています。今後は、従来の研究においてヨーロッパ中心な歴史観が支配的であったことを踏まえて、このような認識をいかに改め、新たな歴史像を描くことができるのか、そしてそれによってどのように現在の国際法のあり方を理解し、さらに未来のあるべき姿を構想できるのかという点を明らかにしていきます。

■発表内容

<導入>

現在では私たちの生活に浸透している国際法ですが、その誕生の背景をみると、そこには国家間の戦争をどのように規制して平和な国際社会を築くのかという問題意識がありました。もっとも、このような国際法は近代ヨーロッパで生まれ、育てられたものと考えられてきました。実際に、例えば日本が大国として国際社会で活躍するようになる19世紀の末頃までは、国際法はヨーロッパにだけ存在するものとして理解されていました。私たちがよく知るように、ヨーロッパ以外にも古くから「国」と呼ばれる存在があり、それらの間では交易や政治的な関係があったにもかかわらず、なぜ国際法はヨーロッパのものであると認識されてきたのかという点に疑問を抱き、小栗講師

PRESS RELEASE

は国際法の研究にこれまで従事してきました。

<背景>

以上のような問題に答えるためには、過去において国家や人々が「国際法」というものをどのように認識してきたのかということ、複数の言語で書かれた資料に即して明らかにしなければなりません。一般に歴史研究においては、現在生じている、または同時代的な出来事とは異なり、数百年前の出来事を理解するために様々な資料を用いて、その様子を再構成することが求められます。このような過去の再構成に際しては、その資料の選択や解釈において観察者の主観が大きな影響を与えてしまうため、それを可能な限り避けるための手続きが歴史学を中心に議論され、研究者の間で共有されてきました。

しかしながら、現在の制度をよりよく理解するという目的のために、それを説明できるような過去の事実のみを選択し、あたかも現在の制度が過去にも存在していたかのように論じる研究も少なくありません。これを「アナクロニズム」（時代錯誤）と言いますが、特に法学の研究では、現在のルールの解釈のために利用できそうな過去の出来事が持ち出されることが少なくなく、このような目的で歴史研究がなされる場合には、アナクロニズムが多くみられることとなります。このようなアナクロニズムを含め、ある特定の政治的な目的のためにのみ生み出される歴史認識をいかにして防ぐのかということが研究成果として求められていると言えるわけです。

<研究内容、業績>

以上のような背景の下で、小栗講師は「慣習法」（customary law）と呼ばれるものが19世紀を通してどのように認識されてきたのか、その認識は現在の理解とどのように異なるのかという点を研究してきました。現在では、法とは道徳・政治的要素とは区別されるものとして理解され、慣習法はすべての国家によって守られているルールとして認識されていますが、19世紀のヨーロッパ諸国の間で実際に主張されていた慣習法をみても、その中にはこのような現在の認識と一致しないものが多く含まれていました。

このような過去と現在との違いに着目した小栗講師は、英語・フランス語・ドイツ語・イタリア語で書かれた当時の研究文献や諸国の裁判資料・外交記録を丹念に検討し、その結果として当時「慣習法」として認識されていたルールが、現在とは異なって道徳的な要素を多分に含むものであったこと、そして必ずしもすべての国を拘束するものとしては理解されていなかったことを明らかにしました。さらには、このような過去の資料が現代の視点から検討されてきたことで、あたかも現在の法制度が19世紀から連続して存在していたかのような従来の誤った理解が生み出されてきたという点も明らかになりました。

なお、以上の点を明らかにするに際して、小栗講師は同様の問題意識を持った海外の研究者との共同研究に参加し、そこにおいて議論を重ねてきました。その成果は令和3年6月25日に Brill 社（オランダ王国）から刊行された書籍に論文として掲載され、国際的にも高く評価されています。（Hirofumi OGURI, “Taming Politics or Naïveté of Positivism in International Law?”; in Raphael Schäfer and Anne Peters (eds.), *Politics and the Histories of International Law: The Quest for Knowledge and Justice*

(Leiden: Brill, 2021), pp.455-478.)

<展望>

これは意外なことのようと思われるかもしれませんが、歴史を知るということは単に過去の出来事について詳しくなることだけを意味しません。もちろん、歴史を研究するということが、従来明らかにされてこなかった事実を浮き彫りにしたり、誤って理解されていたことに新しい理解をもたらしたりというように、過去に対する営みであることは疑いありません。しかしながら、歴史を知ることで、上記の研究成果で示したように、現在当たり前のように用いている概念が少し前まではまったく異なっていたことを私たちは知ることができます。そして、このような過去の知識をもとに、なぜ現在のルールがそうであるのか、なぜ過去の理解のままではないのかということがより鮮明に認識されることになり、ひいては未来においてどのようなルールであるべきかという点を論じることができるようになるのではないのでしょうか。

今後は、従来の研究においてヨーロッパ中心の歴史観が支配的であったことを踏まえて、このような認識をいかに改め、新たな歴史像を描くことができるのか、そしてそれによってどのように現在の国際法のあり様を理解し、さらに未来のあるべき姿を構想するのかという点を、東アジア出身の一研究者として国際的な共同研究に積極的に参画することで明らかにしていきたいと思えます。

<略歴>

1991 年生まれ。2013 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2015 年同大学大学院法学研究科公法学専攻修士課程修了、2018 年九州大学大学院法学府法政理論専攻博士後期課程修了（博士（法学））。日本学術振興会特別研究員（DC・PD）、マックス・プランク比較公法・国際法研究所（ドイツ連邦共和国）客員研究員、ウィーン大学法学部法制史・国制史研究所（オーストリア共和国）客員研究員を経て、2020 年 10 月より現職。専門は国際法学（国際法史・法源論）。

<お問い合わせ>

岡山大学 学術研究院社会文化科学学域
講師 小栗寛史
(電話番号) 086-251-7504